

平成 29 年度 第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成 29 年 11 月 22 日（水）9:30～11:45

場所：特別会議室 B

1 開会

（事務局）

時間になりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。まず、開会に先立ちまして御報告があります。本日の会議に先立ちまして伊藤委員長が急遽欠席されることとなりました。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱の第 5 条に委員長に事故がある時は委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという規定がございまして、伊藤委員長に職務を代理する委員を指名して欲しい旨お願いをしておりました。そうしましたところ、山本委員にお願いしたいとお話がありましたので、第 5 条の規定により本日の会議は山本委員に委員長の職務の代理をお願いすることとしております。続いて、定足数に関する御報告です。本日 7 名の委員に御出席いただいております。佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第 6 条の規定により、定足数 2 分の 1 以上の委員に出席いただいていることを御報告致します。それでは、平成 29 年度第 2 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催致したいと思います。本日司会を務めさせていただきます、県土企画課の片渕です。改めましてよろしくお願ひ致します。開会にあたりまして、県土整備部長の山崎より御挨拶を申し上げます。

2 県土整備部長挨拶

（山崎県土整備部長）

おはようございます。本日は本年度第 2 回目の監視委員会に御集りいただきましてありがとうございます。委員会に先立ちまして御挨拶をさせていただきます。昨年の熊本地震、今年は九州豪雨ということで、こういう災害豪雨につきまして、いづどこでおきてもおかしくないという状況にあると思います。やはり安全安心の確保の為に河川改修をはじめとする砂防事業であったり治山事業であったり、一旦道路が寸断されると大きな影響を与えるということで、道路のネットワークということも含め、やはりまだまだ整備が必要な社会資本が沢山あると改めて思ったところです。一昨日も来年度の予算確保ということで国交省、関係省庁へ安定的・持続的な予算の確保を訴えてきたところです。また、先週の日曜日にはおかげをもちまして、ようやく多久若木線

女山トンネルが開通を致しまして、冬場の凍結とかもあったんですけども、回避できるということで、地域の経済や産業の振興ということも含め、また、交通安全等も含め、今後大きな役割を果たしてくれるだろうと期待をしているところでございます。本日は新規箇所評価を行ったところの報告をさせていただくということで考えているところでございます。来年度実施する事業の予算編成をする前のこの時期に説明させていただきまして、いろんな意見をいただきたいというふうに考えております。そういう意見を、今後も評価マニュアルの見直しや制度の改善に活かすことでより透明性の高いものになると考えております。皆様には、県の公共事業評価の取組を第三者の目でしっかり見ていただきまして、忌憚ないご意見を賜りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

それではまず、お手元の資料の説明をさせていただきます。資料は1から4まででございます。資料1が平成29年度の新規評価実施箇所の一覧となっております。それから資料2でございます。新規評価個別地区の評価の資料となっております。本日の会議で説明を予定しております新規箇所の資料ということになっております。資料3が整備系事業についての事業課別の資料となっております。資料3-1は農山漁村課、資料3-2農地整備課、3-3森林整備課、3-4が道路課、3-5都市計画課、3-6河川砂防課のそれぞれの課の所管の事業の資料ということになっております。資料4が維持系の新規評価関係の資料ということになっております。また、別添としまして新規評価マニュアルの抜粋をおつけしております。資料2において箇所別の説明をする際にご参照いただければと思います。それでは、ただいまから、議題に入りたいと思います。それでは、ここから先は山本委員に進行をお願いしたいと思います。山本委員様、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

(山本委員)

それでは、議題に入ります。1点目は新規実施箇所一覧の部分になりますが、熊崎課長さんからご説明をお願いします。

(1) 新規評価実施箇所数一覧について

【県土企画課】

(熊崎県土企画課長)

県土企画課長の熊崎でございます。それでは説明に入らせていただきます。まず、新規評価の概要について少し説明をさせていただきたいと思っております。資料1の前に、佐賀県では公共事業につきまして新規評価、再評価、事後評価という3つの段階で評価を実施しております。本日は、新たに事業に着手する際に実施しております新規評価につきまして今年度実施しました評価結果の報告をさせていただきます。新規評価の流れにつきましては、まず、事業の種類ごとに評価基準を定めました新規評価マニュアルに基づきまして、土木事務所等の現地機関におきまして事業箇所毎の評価調書を作成します。その後、道路課、河川砂防課といった、県庁、本庁の各事業担当課において評価を行いまして、それを経まして、それぞれ地域交流部、農林水産部、県土整備部内で評価会議を開いて評価内容及び事業箇所の優先度の確認をしたうえで、事業実施の可否の決定をしております。新規評価の結果、事業実施について妥当と判断されました事業につきましては、今後、優先度や国庫の配分状況等の予算枠等も考慮いたしまして財政当局に予算要求を行い、審査を経て予算案として県議会に提出をされます。議会におきまして議決・承認をされましたら事業がスタートということになります。本日はこの一連の手続きのうち、前回7月20日の委員会でご承認を頂きました新規評価マニュアルに基づきまして県が行いました新規評価結果をご報告させていただきます。なお、繰り返しになりますが、新規箇所の予算化・事業化は今後の作業ということになります。新規評価を行ったすべての箇所が事業化されるということではございませんので、本日の資料の取り扱いについても御留意をお願いしたいと思います。次に2ページを開いてください。新規評価の対象事業につきましては大きく整備系と維持系に分かれております。さらに整備系につきましては、その目的に応じまして広域事業、生活関連事業、産業活性化事業の3つに分かれており、その中でさらに細かく道路事業、河川事業といった事業に分かれております。新規評価マニュアルにつきましては、最小の区分ごとに作成をされております。一方、整備した後の社会資本の維持をしていくために維持系という事業がございます。これは道路の舗装のやり直しですとか河川堤防の修繕といった事業がこれにあたります。続きまして資料の3ページをお願いいたします。評価マニュアルの体系と基準についてご説明いたします。まず、体系ですけれども各評価マニュアルは事業ごとに作成していると申しましたけれども、それぞれに位置付け、必要性・効果、実施環境というすべてのマニュアルに共通する3つの評価視点がございます。で、それぞれの事業特性に応じて、その下に評価項目、評価指標というものを定めて

おりまして、これを点数化しております。その3つをしてそれぞれの合計が100点となるように配点を行っております。それで、その評価視点ごとに合計点が80点以上がA、60点以上80点未満がB、60点未満がCというランク付けを行っております。最終的にこのABCの組み合わせによりまして事業実施の可否を判断するというところでございます。4ページを見ていただきたいと思っております。上半分が申し上げた評価基準であります。下半分が判断基準ということでございますけれども、ABCの組み合わせによりまして、ランク、ランク、ランクというランク分けをいたします。トリプルB、BBB以上の場合は事業を実施するというところでございます。逆にC評価が一つでもございますと事業実施を見送るということになります。こうした基準によりまして事業実施ごとに事業箇所ごとに評価調書を作成いたしまして評価を実施しておりますが、個別の評価調書については資料の3-1以降に各課ごとに整理して添付しております。続きまして資料の1の新規評価実施箇所という一覧について説明いたします。1ページが、今年度新規評価を行いました整備系の事業の箇所一覧、2ページが維持系の事業の箇所一覧ということでございます。一番下から2行目に合計のところがあるかと思っております。まず、整備系の事業につきましては全体で地元から150箇所の要望がございます。各土木事務所などの現地機関がそれぞれマニュアルに沿って評価をいたしました結果、BBB、トリプルB以上の評価となったものが42箇所ということでございます。これらの箇所につきましては事業担当課、各部におきましても評価会議行っておりましてそれぞれトリプルBとなりましたので、来年度の事業化の候補ということにいたしました。これら42箇所の課別、事業別の箇所数、それから事業費ごとの内訳は表のとおりでございます。繰り返しになりますが、それぞれの評価内容につきましては資料の3-1から3-6に課ごとにまとめて添付しております。また、検討箇所数150箇所に対しましてトリプルB以上が42箇所でございますので、差し引き108箇所につきましては評価項目の評価視点3つのうちいずれかにC評価があったということになります。C評価になった箇所につきましても、課ごとの資料の最後の方にC評価一覧表ということでおつけをしております。後ほどご覧いただければと思っております。2ページを開いてください。こちら維持系の資料でございます。維持系につきましては現地機関の事業担当課、各部におきまして35箇所の評価をし、すべてが事業に値するとの評価になっております。同じように資料4の方に各事業箇所の評価結果をお付けしております。今年度の新規評価の概要につきましては以上でございます。この後、新規評価を行なった整備系の42箇所のなかから資料2の方に掲載されております5箇所を代表事例として個別に説明させていただきます。説明は以上でございます。

(山本委員)

どうもありがとうございました。私から繰り返すまでもないかと思いますが、まずは評価の流れとして、新規評価、再評価、事後評価があること、それから、整備系、維持系の分類があること、あとは評価方法ということになります。42箇所出てきておりますが、全部取り上げるわけにはいきませんので、今回は5箇所を取り上げて説明していただきます。質問の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。資料2、資料3以下に、個別に審議する内容等が示されております。公共事業新規評価個別地区の評価について、説明の方をお願いしたいと思います。福岡課長さんからです。

(2) 公共事業新規評価個別地区の評価について

・街路整備交付金事業(城内線4工区)

【都市計画課】

(福岡都市計画課長)

都市計画課長の福岡でございます。街路整備交付金事業、城内線の4工区についてご説明をいたします。まず、事業の概要でございますけれども、事業の期間としましては平成30年度から36年度までを予定しております。事業費は7億円を見込んでいます。事業地につきましては佐賀市の本庄町、佐賀大学のすぐ北側を東西に走る道路となっております。事業の目的でございますけれども、佐賀市の中心部から佐賀市南西部を結ぶ幹線道路となっております。この4工区周辺におきましては佐賀大学、それから佐賀女子高校、各種病院等、公共公益施設が集中している箇所でございます。また、本庄小学校の通学路にも指定をされているということでありますけれども、現況の幅員が狭くて歩道も設置されていないという状況から、毎日、自動車、歩行者、自転車が輻輳してかなり危険な状況になっているということでございます。今回整備をすることによりまして、歩行者、自転車の安全をはかると共に、都市内交通の円滑化、ゆとりある良好な都市環境の創出といったことを図るということを目的としております。こちらの方で、位置図と計画平面図を示しています。まず、場所でございますけれども、こちら県庁です。佐賀大学こちらにございまして、城内線はこの路線になりますが、この黒で着色している区間が29年度までに整備を完了する区間です。こちらが与賀町鹿子線、4車線道路、こちらに佐賀大学がありまして、佐賀大学前交差点がこちらになります。この交差点から西の方に今、整備をしております、この黒の部分が29年度までに整備を完了するというので、320メートル程を完了する予定です。4

工区が赤で着色している区間になりますけども、この区間はちょっと飛ばしまして、この青で塗っている区間、ここが今事業中の区間、3工区になります。で、ここを飛ばした理由としましては、こちらが起点、こちらが終点になりますが、終点側にちやの木橋といって幅員が非常に狭い橋梁がござましてそこがボトルネックになっているということがございまして、1工区、2工区の後はその終点側の方から整備をしようということでこの4工区を飛ばした形になりましたけども、先に整備をしております。で、この中抜けの区間を今回4工区として整備をしたいということでございます。現在の幅員が、ここに示しておりますけども、7.6メートルでございます。3メートルの車道がありまして路肩が80センチほど、で、歩道が設置されてないという状況でございます。これを総幅の16メートルの幅員に広げるということで、両側に3メートル50の歩行者自転車道を設置するというものでございます。で、下の方に計画平面図を示しておりますけども、延長的には173メートルでございます。この約7メートルから16メートルに道路幅広げますけども、広げる方向としては道路の北側の方に、両側に広げるのではなくて、北側の方に広げるということで予定をしております。こちらの方が、現況の写真でございます。こういった形で歩行者、自転車、車、かなり輻輳している、中央線をかなり大きくはみ出して走行しているという状況、またバス路線にもなっておりますので、こういったバスが来たときにはさらにはかなり輻輳してしまうという様な状況にございます。新規評価マニュアルに基づく評価でございます。街路事業につきましては整備系の生活関連事業ということで評価を行なっておりまして、まず位置づけの方になりますけども、位置づけにつきましては4項目ございまして、まず、県土整備部の施策に関する方針に位置づけられているかどうかということで、これは街路等の計画的な整備ということで位置づけられておりますので10点の評価をしております。それから、都市計画マスタープラン、これにつきましては佐賀都市計画マスタープランに位置づけられておりますので40点の評価をしております。都市計画道路の種類といたしましては、主要幹線、幹線、補助幹線ありますが、城内線は幹線道路でございますので10点の評価をいたしております。地域の課題への貢献度といたしましては、周辺に医療・教育施設等の公益施設がございますので、関連する道路ということで20点の評価を行なっております。位置づけの合計としましては、100点のうち80点でA評価をしているということでございます。それから、次に必要性・効果についてです。これにつきましてはまず費用対効果、B/Cになりますけど、ベネフィット、効果、便益につきましては7.1億円で、コストにつきましては5.6億円ということで、費用対効果については1.27ということで、1以上2未満ということで30点の評価を行なっております。便益につきましては

は走行時間を短縮、走行経費の減少、交通事故の減少、この3点につきまして算定をしております。費用につきましては整備する事業費、それから供用後の50年間の維持管理費を算定しているところでございます。次に、歩行者等交通量につきましては、歩行者は一日500人以上ではございませんけども、自転車が500台以上ということで10点の評価、それから、歩道につきましては設置されていませんので10点の評価、幅広歩道自転車道につきましては3メートル50の幅でございますので10点の評価、電線類地中化等計画につきましては電線地中化計画がございますので20点の評価としています。合わせまして100点中80点の評価となりましてA評価としております。次に実施環境につきましては、まず、県民・市民との協働であるかというところでございますけど、今回のこの城内線の整備につきましては佐賀市が策定しております通学路交通安全プログラムによります合同点検の結果、歩道整備が必要だとの結果が出ておりますので県民市民の要望に配慮した事業であるという評価をして20点としております。それから、まちづくりの取り組み状況でございますけども、これにつきましては県の都市計画のマスタープランが策定されておまして、この中で佐賀大学を中心とした広域学習・研究開発拠点として位置づけられています。で、この拠点とその他の拠点・都市との交流・連携を支える交通ネットワークが形成された街を目指すということでございます。このことから、策定されているということで20点の評価をいたしております。それと、最後に地元関係者等への合意形成ということで、これにつきましては、もちろん都市計画道路でございますので、都市計画決定がなされております。それから、佐賀市長、地元の自治会から早期整備の要望が提出されております。それと、先ほどいいました通学路の合同点検結果で歩道整備が必要とされているところでございます。こういったことから事業化に対する合意形成は図られているという評価をしまして30点の評価をいたしております。併せまして、実施環境につきましては100点中70点でB評価といたしております。新規評価に基づく判断としましては、位置づけがA評価、必要性・効果につきましてはA評価、実施環境につきましてはB評価ということで総合的な評価といたしまして、ランクでございます、優先的に事業を実施するという事で判断をいたしております。最後に定性評価関係でございますけども、生活環境対策といたしまして、これはもう一般的でございますけれども、排ガス対策型の機械を使用するということと、建設副産物の適正処理、再生材の使用を行なう、それと視覚障害者の安全な通行ということで点字ブロックの設置を予定しております。私からの説明は以上でございます。

(山本委員)

ありがとうございます。佐賀大学の北側のところで、正門、NBC ラジオ、かつてはグラウンドがあったところで、現在は佐賀女子高校とかがあるところ。狭い道路で、私なども危なく思っておりますが、そちらの道路の整備が、今、進んでいます。何か質問等ございませんでしょうか。はい、お願いします。

(猪八重委員)

実施環境のところの一番目、県民と市民の協働となっていますけども、一番目の方の 30 点を得るためには提案型の事業であるということになっていますけども、提案型というのは実際、どのようなことなのかということ。

(福岡都市計画課長)

提案型と申しますのは、今回の街路整備だけではなくて地区全体としてまちづくりを行うといったような、少し地区を巻き込んだ、地区住民を巻き込んだような計画として評価をしたものとしたしましては、伊万里駅前に八谷搦駅前線というのがございまして、この評価をする際に、近くに伊万里駅がございまして、その駅周辺の整備計画を基にした街路整備を行うということにしていただけては、街路整備だけではなくて、区画整理を行うとか、商店街の整備を行うとか、もう少し広く地区全体的に整備を行う、改善していくというふうな、そういうふうな取組が行われていましたので、そういったものについては 30 点の提案型の事業ということで 30 点の評価をさせていただいていることがございます。

(猪八重委員)

それでは、必ずしも地区計画とか都市計画提案制度にのっとってという基準ではない。

(福岡都市計画課長)

そういうことではないですね。

(猪八重委員)

ちょっともう一つ伺いたいですけども、歩道整備が必要との結果となっているとなっていますけ

ども、ここ前のページで見ると、歩行者もそうなんですけど、自転車の通行台数が非常に多いところだと思うんですけども、前の方で平面図の事業概要、平面図があったんですけども、ここ歩道の中で自転車もあってという感じなんですけど、ここは自転車道かなにかそういうものを整備するとか、そういう計画とかは何かあるのでしょうか。

(福岡都市計画課長)

この路線につきましては、まだそういう自転車道として整備をするという計画は、持っておりませんで、今おっしゃったような佐賀大和線のような、ああいうふうな広い歩行者自転車道、3メートル3メートルそれぞれ歩行者自転車道ということで、総幅6メートルの整備を行っている事例もございますけども、こちらの方につきましてはそこまでの整備をするというところまでは予定はしておりません。

(猪八重委員)

はい。わかりました。

(山本委員)

よろしいでしょうか。提案型と要望に配慮をした事業の違い、それから、人とともに自転車も非常に多いところですから、自転車の通行に配慮しているのかというご質問、ご意見だと思います。猪八重先生、いかがでしょうか。要望及び意見として、自転車の通行についても、配慮していただければということになります。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、ただ今、福岡課長さんからご説明いただきましたが、次は農山漁村課の中村課長さんから、ため池等の整備事業として、唐津の寺浦八折地区についてご説明いただきたいと思います。

・ため池等整備事業(寺浦八折地区)

【農山漁村課】

(中村農山漁村課長)

では皆さんこんにちは。農山漁村課の中村でございます。ため池等整備事業について説明を致します。あの、当課につきましては平成30年度新規地区としまして、ため池等整備事業の3地区を予定しております。そのうちの寺浦八折地区について説明を致します。まずあの、事業期間ですけれども、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年間で予定しております。それから総事

業費が 9,900 万でございます。で、事業の目的でございます。このため池につきましては、唐津市の北西部に位置してまして、その下流域の 9 ヘクタールの水田に農業用水を供給しております。しかしながら堤体の中腹に洗掘や陥没がみられまして、法尻からの漏水が著しく満水位まで十分ため池の水を貯めることができないという状況でございます。また、取水施設も老朽化しております、さらに洪水吐きの断面も不足しているという様な状況でございますので、このまま放置しておりますと決壊のおそれがあるということで整備を行うことにしております。事業の概要でございます。まず位置図なんですけども、真ん中辺りに緑の線を書いてありますけど、それが国道 204 号、下の方にですね切木小学校っていうのがありますけど、切木小学校の北西部約 1.6 キロメートルのマル印のところのため池が施工場所ということになります。事業の概要で主な工事の内容なんですけども、赤く色づけしている分が、ため池の堤体になります。その堤体の改修工事ということで、延長としましては 73 メートル、それから表の法面に張りブロックをします。その法面積が 600 平方メートル、それから取水施設、それから洪水吐きということで整備をして参ります。現況の写真でございます。堤体の陥没の状況の写真が左の方ですけども、あのように 2 メートル程の大きな穴があいてるということ、それから右の写真が法尻の漏水の状況ということで、毎秒 3.4 リットルの漏水がみられるという状況です。それから下の方が取水施設の老朽化ということで、昔ながらの木栓、木の栓ですね、木栓をつかった取水になってるということでございます。それから整備のイメージです。左の方が整備前の写真ですけども、整備後は堤体を再整備しまして、表法面に張りブロックをして堤体の洗掘を防ぐという工事、それから奥の方に見えてますが、洪水吐きを改修したところの写真です。で、この洪水吐きについては 200 年に 1 回の降雨に耐えられるような構造としております。それから、ちょっと右側にあるのが取水施設ということで、そこを改修するというような整備になってございます。マニュアル評価に基づく評価内容です。まず(1)の位置づけでございます。これについては 100 / 100 ということで A 評価としてございます。まず施策に関する方針についてでございます。これにつきましては、「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2015」に位置づけをされてますので 10 / 10 と、それから防災計画につきましては佐賀県水防計画書に警戒を要する施設として本ため池も位置づけられてますので 40 / 40 という評価にしております。それから、農業の安定経営についてでございますけど、ため池を整備するというようなことで農業用水が安定的に確保されるということになって参りますので、干ばつの心配をすることなく農業経営が図られるというようなことで 20 / 20、それから農地農業用施設への被害防止ということですけど、これにつきましてはため池を整備す

るということでございますので、その下流域にある農用地とか水路、それから農道への被害が防止又は軽減されるというようなことで 30 / 30 と評価しております。続きまして(2)の必要性・効果ということでございます。これについて 90 / 100 ということで A 評価としております。ではまず、明確な必要性でございます。これにつきましては、先程から説明してはありますが、堤体からの漏水、それから取水施設の老朽化によりまして農業用水が安定的に確保できないというようなことでその解消の為に本事業を実施するということが 20 / 20、それから、機能低下でございます。これについても、ため池からの漏水があるということで、満水まで貯水できないというようなことで、操作員さんのかなり手間が大きくなっているということでここ数年維持管理費が増大しているというような状況でございます。そういうことで 10 / 10、それから、危険度の判定でございます。これについては漏水量が 3.41 リットル、それから変形率これは正規の断面に比べて堤体の浸食がどれくらいあるかというようなことで見るわけですけど、変形率が 2.7 パーセントという結果が出ております。これを基準に当てはめると、一番下のところに該当しまして 10 / 20 という評価になってございます。それから、主要施設の老朽度についてでございます。これについては築造が江戸時代ということになってますので、築造後 100 年以上経過しているということと、堤体からの漏水が著しいということで 10 / 10 という評価をしております。それから、二次被害の防止又は軽減でございます。これについてはため池が決壊した場合は、その下流部にあります一般家屋が 7 戸、それから国道 204 号、それから一部市道がありますけども、市道への被災が想定されるというようなことで 10 / 10 としております。費用対効果でございます。費用対効果につきましては国の効果算定の基準に従い算定しておりますけど、まず総費用総便益比は総便益を総費用で割るということになりますけども、評価期間につきましては、事業期間の 5 年に 40 年をプラスして、45 年で算定するということになってございます。それから、総便益でございます。事業によりもたされる総便益につきましては、維持管理費の節減効果、それと災害防止効果ということで算定をして参ります。それから総費用につきましては、当該事業費と評価期間 45 年の間にまた再整備が必要になって参りますので、その分の再整備費、それからマイナスでその評価期間終了時点での資産価額を計算して B / C を出した結果が 1.95 というようなことで 1 以上あるということで 30 / 30 と、いう評価をしております。それから、実施環境でございます。これにつきましては 100 / 100 ということで A 評価をしております。まず市町及び受益農家の合意形成でございます。これにつきましては唐津市の議会におきまして、調査費を計上しておりますけど、その議決がなされているということ、それからため池組合からも整

備要望書がだされているということ、これについては20/20ということです。それから二つ目の受益者の負担能力でございます。これにつきましては所得償還率という概念で判定をしておりますけど、これも国の基準でこの所得償還率が0.4未満であれば農家の負担があると、というような判断がなされるということになってございます。それで、その所得償還率につきましては、年償還額を現況の年総農業所得額で割るといようなことになって参りまして、年償還額が246,000円、でそれを現況年総農業所得の1,749,000円で割ると0.14ということで所得償還率は0.4を下回るということで20/20ということです。それから、事業推進体制の整備ですけど、これについては事業推進の為にため池組合の総会で事業実施の決議されているということで10/10としております。それから維持管理体制の確保でございます。これについては将来的な維持管理についてもため池組合でやっていくという同意は得られていますので10/10としております。それから、関係機関との事前調整でございます。これにつきましても唐津市の教育委員会及び唐津市の建設課との予備協議をしておりますのでこれについても10/10としております。それから、関係法令、基準等との整合でございます。これについては土地改良事業の設計指針がありますのでその指針に基づいて工事を実施するということにしております。そういうことで10/10ということです。それから、採択要件との適合というところです。国の実施要綱要領に示されております採択要件につきましては、受益面積が5ヘクタール以上ということで、このため池の受益が9ヘクタールということで5ヘクタール以上を満たしている、それから事業費につきましては、800万以上ということですけども事業費が9420万ということでそれも適合しているということで、評価としましては10/10としております。それから経済性・効率性でございます。これにつきましては、本事業の大体半分を占めます堤体工の事業費で評価をしておりますけども、当該地区が堤体工につきま事業費が1立方メートル当たり3,500円となっておりまして、近傍の地区が大体3,000円から3,850円ということで、近傍地区と比べておおむね妥当であると評価をしております。で、10/10ということです。で、新規評価に基づく判断ですけども、位置づけ、必要性・効果、実施環境共に評価Aとなりまして、優先的に事業を実施するということになっております。それから、定性評価についてですけども、まず、自然環境の保全につきましては、特にため池の中に保全を要する希少動植物はいないということですけども、工事の途中です、そういうのが確認された場合は関係課と調整を図りながら配慮した施工をおこなっていくということになってございます。それから、生活環境対策につきましては、施工機械につきまして、排出ガス対策・低騒音・低振動の重機を使用することとしています。また、建設副産

物につきましては、適正な処理を行うこととしております。それから、コスト縮減策でございます。これについてはですね、ため池の近くにですね、土取場とか土捨場を確保致しまして、ダンプ運搬の工事費を安く抑えるというようなこととしております。そういうようなことでコスト縮減を図っていきたいと考えております。農山漁村課は以上でございます。

(山本委員)

年数も経っているため、文化財としての配慮も、考えなければいけないかもしれません。

(牟田委員)

よろしいですか。

(山本委員)

はい、お願いします。

(牟田委員)

あの、最近の雨を考えるとですね、早急にやるべきだとは思いますが、ちょっと質問なんですけどもね、これでいくと9ページの整備イメージなんですけども、個人的にいえばこういうコンクリで固めるの嫌いなんですよ。で、質問は2つあって、ため池っていう性格上石垣とかではダメなんですと、絶対コンクリですよということなのかということと、いや、実は石垣とかでもできるんですけども、費用が2倍も3倍もかかって、やっぱりそのうえでダメなんですよ、かっていう、そのへんちょっと説明していただくとありがたいかなと。

(中村農山漁村課長)

あの、石垣とかっていう工法もまずあるかと思えますけどやっぱりですね、ため池という性格上、農業用水を貯めんといかんというような構造になってきます。そうするとやっぱりある程度漏水も許容するんですけど、あの真ん中にですね刃金土ということで難透水性の水を通しにくい土でまず作ります。そのわきに韮土としてこちらは少し透水を許すような土質の物を二種類で堤体をつくっていくということになります。まあそういうようなことでそちらでした方がコストも安いというようなことになって参りますので、どうしても農家負担がございますので、やっぱり

コンクリートでビシッと作ったほうがいいと思うんですけど、やっぱり受益者負担のことを考えるとそういう方法でせざる負えないというのが実務上になってございます。堤体は土で作るんですけど、貯める方の側につきましては張りブロックを施工しまして水面の波浪によって浸食を防ぐというような工法でため池の表の方だけはコンクリートを張っているというようなことになってます。

(牟田委員)

コンクリートのほうがいいってことね、だから。

(中村農山漁村課長)

表の方はですね。

(牟田委員)

はい、分かりました。結構です。

(山本委員)

はい、お願いします。

(鳥井委員)

11 ページの言葉の表現がちょっと気になります。機能低下のところで漏水しない水位で管理する必要があり、操作員に負担が掛かっていると書いてあったのですが、実際にどう負担が掛かっているのでしょうか？操作員というと水位を操作するだけの方なのかなあと思っていたので、それがどういう意味で書かれているのかと疑問に思いました。

(中村農山漁村課長)

あの、ため池を下流に用水を落とさんばいかんということですね、まあその都度見にいかんばいかんとですけども、この場合漏水がありますんでそこの方をですね、その管理についてちょっとナーバスになってるということで頻繁にですね、どうなっとるかあと見にいかんばいかんということになっとるということがあります。

(鳥井委員)

その方は、仕事としてされてるのではなく、ボランティア？ 関係する農家の方たちとかがそれを大切に守るためにされているということなんですか？

(中村農山漁村課長)

水利組合というものがあるんですけど、水利組合の中でそういうため池を管理する人を決められているんですね。その人が見回りにいってると。

(鳥井委員)

じゃあ、そこをちょこちょこ見に行かないといけないから、負担があるという事なんですか？

(中村農山漁村課長)

それを金額に換算しているんですね。ほんとは、その維持管理費とか人件費はほんとボランティアになってきます。これを人件費として換算してると。

(鳥井委員)

ああ・・・そういう意味ですね。わかりました。ありがとうございました。

(山本委員)

はい、操作員の方は組合の方が、あるいは農業に関わっている方が間接的におこなっているかということですね。他は、いかがでしょうか。

(中村委員)

質問なんですけど、整備後に例えば子供の転落防止とかはどうするんでしょうか。

(中村農山漁村課長)

あの、場所によってですね、そういう子供さんたちがため池の近くにくるような事態があるようなところはですね、周りをネットフェンスで囲むとかですね、そういう整備もしてございます。

(中村委員)

こちらの方は計画はされて・・・。

(中村農山漁村課長)

ここはもう山の中にあるということで、そういう恐れがないということで、しないという計画にしております。

(山本委員)

他は、いかがでしょうか。なければ、ありがとうございました。では、次ですが、経営体育成基盤整備事業です。

(下川農地整備課長)

はい。

(山本委員)

鳥栖市下野でよろしいでしょうか。

(下川農地整備課長)

下野です。はい。

(山本委員)

では、よろしくお願いします。

・経営体育成基盤整備事業(下野地区)

【農地整備課】

(下川農地整備課長)

農地整備課の下川でございます。経営体育成基盤整備事業についてご説明させていただきます。事業地区につきましては、経営体育成基盤整備事業下野地区でございます。これは鳥栖市の最南部に位置する地区でございます。事業期間は平成30年から35年度まで。総事業費が14億

7,000万円となっております。この地区は今申しましたように鳥栖市の最南部に位置しております。昭和40年代に圃場整備が行われ、現在は米、麦それからばれいしょ、キャベツなどの栽培が行われております。しかしながら、既存施設、水路とかポンプは、老朽化によりまして、機能が低下しております。さらに、道路幅員が狭いということで営農に支障を来しているような状況でございます。地区の半分ぐらいを占めます北部地区は、水路が用水と排水兼用になっておりまして、湿田の状態、生産条件も非常に悪いような状況でございます。これらのことから、用排水施設の改良、それから農道の拡幅、暗渠排水の整備によりまして高収益作物の作付け拡大とか担い手農家への農地集積を推進することを目的としております。位置は先ほど申しましたように鳥栖市の最南部に位置しておりまして、これが筑後川になります。筑後川の支川の宝満川、地区の西の方にJR鹿児島本線と九州新幹線が通っております。地区の北部につきましては県道の鳥栖中原線が境界になっております。次が事業内容でございますが、こちらの方は湿田化した北部地区の農地の状況でございます。それから、地区内の水路、既設の水路が浅いということで農地の排水を良くする暗渠排水の整備が出来ないというような状況でございます。それから既設の水路については整備後、相当年数が経過しているというようなことで、亀裂が入ったり、コンクリートの骨材が露出したような状況になっています。それとこちらが、さきほど位置図にありました河川から取水するポンプ場、それとポンプなんですけど、ポンプのほう是老朽化しておりまして、更新が必要な時期になっております。こちらのほうが既設の農道なんですけど、幅員が3メートル程度ということで、軽トラックが1台程度ですれ違いもできない状況になっております。新規マニュアル評価に基づく評価内容なんですけど、まず位置づけは100/100でAとしております。施策に関する方針としましては、「佐賀県『食』と『農』の振興計画」に位置づけられているということで10/10。それから、農業振興地域整備計画等ということで、鳥栖市の総合計画とか鳥栖市の農業振興整備計画に位置づけられているということで10/10ということにしております。それから次に農地の高度利用ということですが、事業の実施によりまして、地区の耕地利用率が増加して、県平均の利用率を上回るということで、県内の平均の耕地利用率が、現況が176%程度が事業実施することによりまして199%程度になるということでございます。それから農業生産性の向上ということで、今回の整備によりまして、水稻の場合でいいますと、10アールあたりの労働時間が、13.7時間と県平均の労働時間の半分程度、25時間の半分程度になるということになります。それから、経営規模の拡大というようなことで、事業の実施によりまして担い手が経営する農地面積が増加しまして、担い手への農地の集積率が県の平均を上回ると、

現況 75%が計画で 81.9%、県の平均が大体 69%程度になっておりますので、これも 20 / 20 ということにしております。それから、産地指定の作物の導入ということで、この地区におきましては玉ねぎとかキャベツ、じゃがいもが栽培されておまして、これらの栽培面積が増えるということで 15 / 15 という評価にしております。それから、産地としての集团的取り組みというようなことで、今後の作付けにつきましては事業の推進組織と協議いたしましてそういうような了解も得られているということで 10 / 10 としております。それから、(2)の必要性効果ですけど、これは 90 / 100 で A という評価になっております。明確な必要性ということで地域農業の阻害要因が明確で、その解消のために本事業を実施する必要性が認められると、先ほど申しましたように昭和 40 年代に整備された地区でございまして、整備後 30 年以上が経過しております。用水施設それから暗渠排水に関しましても、老朽化が進み、機能が低下しているということです。それから農道につきましては先ほど幅員が 3 メートル程度で、大型機械の通行などに支障が生じているということです。こういうことから 30 / 30 という評価にしております。それから施設の機能ですけど先ほどから話しておりますように築造後に相当年数が経過ということで、施設の更新が必要な時期ということで 10 / 10、それから他の公共事業との連携ということですけど、この地区につきましては他の公共事業、河川改修だとか地区内の県道、市道とかの改修がないということで連携はないということでございます。それから費用対効果の算定ですけど、これにつきましては、総便益を総費用で割ったものが 1.34 ということで、1 以上ということで費用対効果を満たしているということです。それからその次の実施環境ですけど、市町村及び農家の合意形成ということで、これは鳥栖市の同意も得られておりますし、受益者からの要望もございまして実施しているということで、15 / 15 という評価にしております。それから受益者の負担能力ですけど、これは所得償還率 0.4 以下ということですけど、この所得償還率につきましては、年償還額を年農業所得額で割った数字になるんですが、年償還額が 522 万 6,000 円に対して年農業所得額が 6,449 万 7,000 円という数字で 0.08 という数字で 0.4 以下を満たしているということでございます。それから事業推進体制の整備ということですが、ここは推進体制として下野町の経営体育成基盤整備事業の推進協議会が設立されておるということで 10 / 10 としています。維持管理体制の確保なんですけど、道路に関しては鳥栖市、それから施設に関しては鳥栖市土地改良区が現在管理しているんですけど、事業実施分も同様の管理をするということで同意を得ております。あと、暗渠排水につきましては各農家のほうが管理していくというようなことで了解を得られております。それから営農支援体制の整備ということで、農協、普及センター等を

含めた営農支援体制が整っているということで、事業の実施にあたってはこれらの組織と連携をとりながら推進をはかっているところでございます。それから関係機関との事前調整ということで、当事業におきましては河川とか道路、水道、文化財との協議は事前に行っておりまして了解は得られております。それから関係法令・基準等との整合ということで施設の整備にあたりましては土地改良事業の設計基準等がございまして、こういうようなものに適合した工法なり構造としております。それから採択要件との適合ということですが、受益面積はこの経営体育成基盤整備事業の場合 20 ヘクタール以上ということ、担い手への農地の集積が 5% 以上という条件がございましてこれらもクリアしているということでございます。それから経済性・効率性は先程、適切な工法、構造で実施するというので、事業費もそれらに基づいて算出しているということですが、これら(1)から(3)につきましても、A 評価ということで総合評価は ということ、優先的に事業を実施するという評価になっております。それから(4)の定性評価ということですが、環境との調和に配慮ということで、環境情報協議会を開催しまして、希少生物とか環境配慮事項について調整は行っております。もし区域内に希少種等が発見された場合には関係機関と調整を図りながら保護に努めることにしております。それから生活環境対策としましては、工事の実施中において排ガス対策とか低騒音の重機を使用するなど、環境配慮していくことにしております。また、文化財につきましては実際また、工事の施工の前年等につきましては、文化財サイドと協議して、もし該当があれば対策を講ずるようになってきます。それからあとコスト縮減ですけど、新たにパイプラインなんかを敷設するところもありますので、既存の水路に埋設するとか、あと道路舗装につきましては、既設の農道につきましてはもう既に 3 メートル舗装してるんですけども、これも将来的には更新時期がくるということなんですけど、とりあえず幅幅分については砂利舗装でしとくと。将来的に舗装が必要になったときにはまた、市が舗装するという計画になっております。それから暗渠排水工につきましては、これはあの農業者の営農努力として弾丸暗渠というようなのは農家の方で施工していただくということにしております。以上で説明は終わらせていただきます。

(山本委員)

はい、どうもありがとうございました。質問を受けたいのですが、その前に 42 の内の代表例を 5 つあげていただいております、実は資料の 2 のほか、3 や 4 もあります。ただ今、取り上げていただいた鳥栖の下野地区の話は、資料の 3-2 のところでもご紹介されておりますし、例えば 11 ペ

ージのところでは、結局、事業に至らなかったものもあります。そういう事例も、代表事例ともに見ていただいて、他のことについても委員の方々からご意見等あるかも知れません。資料2に基づいて説明いただきましたが、別のもの等についても、もし、気になる様でしたら、あわせて質問の方、よろしくをお願いします。

(牟田委員)

あの、農業県佐賀の為にも是非やっていただきたいんですが、遺産分割とかやってるとですね、田・畑、山とかも押し付けあいなんですよね。いらない、いらないって。そこで、この事業で営農者の方の跡継ぎというのが、こう人工的にですね、せっかくきれいにしたのに跡継ぎがおらんとか、なんだ休耕田で終わっちゃたのね、みたいなね。後継者が育っていくんだという発想があるのか、いや、全くその発想逆ですよとかね、きれいにするからこそ後継者が農業をやっていこうと思うんですよとか、そのあたりの視点でいうか発想があるのかお聞きしたかったんですが。

(下川農地整備課長)

そこがですね、担い手への農地集積ということになってくるかと思うんですけど、資料の中で18ページを今出していますけど、経営規模の拡大ということで、今後もずっと農業をやっていく方は担い手というような位置づけがなされておりまして、こういう方に、もう作らない方とかについては農地を貸したりとかですね、集積していこうというようなことで、現況でもこの地区は75%程度この担い手に集積されてるんですが、この事業をやることによって、その今もこれが82%程度更に増えるというようなことです。

(牟田委員)

集積を進めていこうという発想なんですかね。

(下川農地整備課長)

そうです、はい。今、基本的に農業生産基盤、農地なんかの整備をするときには必ずこの農地集積というようなものが焦点になってきます。ただ単に整備したから今から作って下さいではなくて、今後計画するときにはこれだけ上げますというのを目標にしてやっております。

(山本委員)

資料の2を見ていただければと思いますが、他の箇所を見ると、例えば資料3-2では下野の説明の前に、区画の整備や、水路の整備をどのようにしていくかという話も出てきております。他は、いかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。次は、平尾道路課長さんから道路整備交付金事業ということで、みやき町の北茂安の北茂安小学校の前辺りになりますが、北茂安三田川線の東尾工区について説明いただきます。資料の3や4の部分は、担当課長がおられる時の方が良いかとも思いますが、特にその他のところで見えていただいている形になりますでしょうか。

(事務局)

できましたらですね。今、先生仰っていただいた様に担当課が居る時に言っていただければ詳しい説明が出来るかとは思いますが、でも後になってお気付きの点もあろうかと思しますので、そこは残ったメンバーでお答えできる分は、お答えさせていただいて、難しい部分はまた後日に説明させていただくような。

(山本委員)

資料を見ておりましたら、ほかの箇所にもかかわる話が出ておりますが、まずは資料2に基づいて説明の方、よろしく願います。

・道路整備交付金事業 主要地方道北茂安三田川線(東尾工区) 【道路課】

(平尾道路課長)

県土整備部道路課でございます。道路整備交付金事業ということで主要地方道北茂安三田川線(東尾工区)についてご説明をいたします。先ず、事業概要でございますけど、事業期間としましては、平成30年から平成32年度の3ヶ年間で予定しているところでございます。総事業費といたしまして1億3,500万円を予定しております。事業の目的でございます。後ほど図の方でもご説明いたしますけれども、国道34号の上峰町の久留米分岐から豆津橋の方まで通る道路でございます。豆津橋のところでは国道264号に合流するという道路でございます。今回の東尾工区の周辺には、小学校であったり役場であったり病院等々の公共施設が集中しておりまして、ま

た後ほど写真でも見ていただければお分かりになると思いますけども通学路に指定されているということで多くの小学生が朝夕、登下校時に通っております。ただ、そうした中でも現在の歩道が非常に狭くて危険な状況になっているという状況でございますので、通学児童を含めました歩道を利用される方々の安全安心を確保する為に自転車・歩行者空間を整備したいと考えております。左側の図ですね、オレンジの線が北茂安三田川線になっておりまして上峰町の自衛隊の先、昔上峰サティがあった所。今、イオンになっておりますが、あそこを久留米分岐といいますけれども、そこからずっと東の方に進んで行きまして、しばらくすると、みやき町の中に入っていきます。丸で囲っているところが今回の事業箇所、その周辺にはみやき町の役場であったり、ここの部分のこの道路が北茂安小学校の通学路になっている状況です。そのままずっと通って行きますと一番下で、国道 264 号と書いておりますけれども、これが筑後川に掛かります豆津橋の所に、この北茂安三田川線が合流しますので神崎市、上峰町、みやき町あたりから久留米方面への車も、かなりの交通量が、この北茂安三田川線を通っている状況です。そうした道路の状況の中で右側の図面でございますけれども、見ていただくと、 、 ということ図面の中、矢印をつけておりますけど両側の方が、歩道が出来上がっている状況です。今回、事業区間として 100 メートル挙げておりますけれども、下の図面で見いただきますと現況の歩道が、右側に 1.0 メートルで左側については路肩しかない、という状況です。そうした状況を、両側に 3.5 メートルの歩道を設置いたしまして総幅員 15 メートルということで、計画をしていきたいと考えております。先ほど言いました様にこちらの方、歩道が完成しております。子ども達が、こういう風に集団的に朝の通行、通学時通っております。これは、今の区間の東側を見たところ、歩道が整備されておりますのでこの様な安全な状態で通っています。ところが今回の事業区間を見ますとこういう風に幅が 1 メートルぐらいで、ここに自転車が走って来たりとなると非常に危険な状況になっています。逆にこの写真はこちら側でございます。反対側を見ますと、こうやって路肩しかない状況で、また建物等の物件もあるということで道路も曲がって非常に線形的にも悪いような状況です。こういった状況を解消する為に今回、歩道の設置を計画しています。今回、新規評価マニュアルに基づき評価をしております。道路につきましては整備系ということで今回ご紹介をしておりますけど広域事業、それとここに書いています生活関連事業、その他、維持系という様な 3 つの事業でございますけど今回は交通安全事業ということで生活関連事業の評価に基づいて評価を行なっているところです。まず位置付けですけれどもトータル 100 点の内 80 点という評価になっております。1 つは県土整備部の施策に関する方針に位置付けられているということ

で、県の道路施策の三本柱でございますけれども、広域幹線道路ネットワーク、暮らしに身近な道路の整備併せて防災安全の確保といった3つの柱を掲げております。今回の交通安全事業につきましては暮らしに身近な道路の整備に該当するということになっております。また、点検計画と致しましては、先ほど申し上げました様に北茂安小学校がすぐ側にございますので、通学路に指定をされています。また、国道34号と国道264号を結ぶ道路という位置付けから、第二次の緊急輸送道路にも指定をしています。この3つの項目に該当するという事で80点という評価をしています。続きまして必要性・効果ですけれども100点中の80点。先ず、交通量につきましては、あくまで自転車・歩行者道を整備するという事で車の交通量ではなくて自転車・歩行者の数に着目をして評価をしております。1日当たり平成22年の交通センサスで227人。内訳で申し上げますと歩行者が163人。自転車が64台になっております。また、交通事故でございますけれども、近年3ヶ年で、この100メートルをもうちょっと広げたぐらいの区間で6件、事故も起きているということで、こちらの方、見ていただきますと4~6件ということで10点という状況です。それから現在の歩道の状況は先ほど申し上げました様に1メートル程度しかないということで10点。ですので、この3つで合わせまして80点となっております。続きまして実施環境でございますけれども計画に対して、概ね地権者の方と了解も頂いているということで、同意が図られているということで50点となっております。また、歩道の整備ということでその評価の対象として沿道の施設が3つ以上存在するかを確認しております。北茂安小学校また、近くには病院もあります。更にはバス路線にも、先程、写真にも写ってございましたけれどもバスも走っているということでこの3つの項目に該当するという事で40点ということで、実施環境については90点という評価をしております。以上の3つの評価、位置付け、必要性効果、実施環境、この3つの項目いずれも、A評価、80点以上ということで総合評価としては となり優先的に事業実施という判定をしております。また、生活環境対策と致しまして事業の実施の際には排ガス対応型の機械の使用をするということ。また、現場の方で出てきた副産物等も適正に処理をいたしまして、アスファルト等、コンクリート殻等につきましては再生材にも使用していくこと。更には、コスト縮減策と致しまして二次製品の積極的な利用、そういったことで、工期的にも、出来るだけ短期間で仕上げたいと考えております。説明につきましては以上でございます。

(山本委員)

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今、ご説明いただいた内容についての皆様から

ご質問や意見、あとは、違う内容になりますが、資料の3や4辺りにも、道路整備事業について、多くの事例を取り上げていただいておりますので、全体にわたってもお願いします。道路の事業も、いろいろとありますが、特にこちらは、通学路への配慮が大きい事例です。

(鳥井委員)

すみません。

(山本委員)

では、お願いします。

(鳥井委員)

すみません。私の資料の見落とししかもしれないのですが、この道路について新規事業というのはB/Cというのを算出されるんですよね。これについては。

(平尾道路課長)

交通安全事業の歩道整備につきましては、マニュアルの中でもB/Cの算出というのは位置付けておりませんので、算出はしないようにしております。ただ、バイパス事業であったりだとか、大きな改築事業につきましてはB/Cの算出もしております。

(鳥井委員)

では、人命をまず守るとというのが第一優先なのでB/Cという考え方をしないという風に捉えていたら宜しいですか。

(平尾道路課長)

そうですね。歩道整備についてB/Cの算出はやっていない。他の改築も、他のバイパス道路の事業についても人命を守るというところの位置付けはしておりますけど、その他の地域経済の発展であったりだとか物流の効率化であったりだとか交通事故の防止であったりだとか、色んな観点がございまして、そういった事業につきましては、B/Cを算出しているという状況でございます。

(山本委員)

どうも、ありがとうございます。B/Cの話も非常に大事です。他は、いかがでしょうか。はい、では、お願いします。

(猪八重委員)

過去3年間に6件の事故が起きているという話だったんですけどこれ何か内訳として例えば、自転車同士の衝突も事故に入ると思うんですけどこれはどういう何か歩行者と自動車なのか自動車同士なのかそういうのは何か

(平尾道路課長)

申し訳ございません。今、6件といたしましたのが平成23年~25年で6件で、内容的なものは把握しておりません。その後、また25、26、27のデータを持っておりますけど、一番多いときで年間5件程度。おそらく、自転車というよりもどちらかというと車が多いのかなとは思っておりますけど。

(猪八重委員)

全て、カウントするんですか？

(平尾道路課長)

データですね、警察の方で交通事故の部分というのは、はい。

(猪八重委員)

警察のデータって。

(平尾道路課長)

電子データでは、車・車でも人身事故に該当しないとヒットしないですね。

(猪八重委員)

人身事故をカウントするということですね。

(平尾道路課長)

今回説明した箇所は、人身事故だったということですね。

(猪八重委員)

はい。わかりました。

(山本委員)

他は、いかがでしょう。別の事業についても、よろしいでしょうか。

(鳥井委員)

すみません。

(山本委員)

はい。では、お願いします。

(鳥井委員)

道路インフラ整備って非常に重要だなと過去 10 年間にわたって委員をさせていただいてそう感じてはいます。しかし限られた予算の中でどれを第一優先にするのか。やっぱり人命が一番で、交通事故が起らないためのインフラ整備を絶対やって貰いたいという気持ちに変わりはないんです。ただ、道路については非常に疑問に思っている事がありまして。私は素人なのでこの資料だけで今、意見を言わないといけない立場で「この 1メートルって大体いくら位するのだろう？」と考えます。これは、100メートルですか。1億いくら？ とか事業の中で1メートルの幅と長さのあるので平米。例えば、家だったら坪単価いくらとか。そういった捉え方で考えるのですが。これは、土地を取得するのにいくら掛かって、でそれでこの道路は造るのに、1メートル造るのに大体どのくらい掛かるのというのは知りたいです。主婦感覚で話すのは恐縮なのですが、余りに高額なので厳しくみてしまいます。危ない道路沢山ある中でこれが最優先っていう風に捉

えるのならこの道路はいくら位掛かっているのかを知りたいなと思うんですね。例えば、有明海沿岸道路でいうと地盤が柔らかいからこのくらい掛かっても仕方が無い。でも、これって基準はこれ位だよとか。優先順位って捉え方もおかしいですけども。その基準について表とかで載せることって難しいのでしょうか。大体この位掛かっていますみたいな。

(平尾道路課長)

道路のキロメートル当たりの単価とかっていうことですか。

(鳥井委員)

そうですね。昔の仕事の話で恐縮なんですけど井本県知事時代に空港の活性化の話し合いで県民の皆さんから意見が出たんです。大和から福岡空港に行くのと、大和から佐賀空港に行くのって実は高速を通っちゃえば福岡空港が近いんですよ。そうすると、たまたま大和の方が「佐賀空港を利用する為に大和からバイパスを通して下さい。」とご意見を言われた時に、井本知事さんが「大体、1メートルいくら掛かるか皆さんご存知ですか？安くても50万円は掛かるんです。」と言われました。私は、そんなに道路は高いんだと思った記憶があるんですけど、今、それ以上に価格が高騰していると思うのですが、1メートルにつき、コストはこのくらいかかっているんですよ。漠然と金額と長さで説明されても分かりづらいです。県税を使うならもっと私たちに分かりやすい基準出していただく事って不可能なのではないでしょうか？

(平尾道路課長)

それは、総括的な部分で今回の様に一事業、一事業でいくと100メートルで1億3,500万ということなんで。この道路でいけばこの位ということは確かに記載は出来るんですけど。先程、鳥井委員の方からいわれました、有明海沿岸道路という事例言われたんですけど、あれになったら、いわゆる、仰られました様に軟弱地盤対策ということもありまして、1キロメートル当たりっていうと50億以上のお金が掛かるとか、ちょっと比較にならない。片側に歩道があって建物の補償があったり、街中で行くと地中化をやったりだとかという街路事業もあれば、山の中で山の斜面を切り、家屋の補償等もない事業もあれば、とかいろんな事業がございますんで、そこを表にして大体これぐらいって数字を出せといわれても、そこは道路のそれぞれの事業の中でやっぱり弾いていくしかないかなあと考えています。

(鳥井委員)

あの、漠然とした物ではなくて、何かもっと透明性というか。私は委員をしたことで道路に対してイメージが変わったんですね。非常に大事なんだという事、知れば知るほど。先見性を持って県もこうして道路事業を進めているっていう事がわかってきました。それをもっと広く県民の皆さんに知っていただく為には、まずは道路に対する理解を深めて貰いたいというのがあります。佐賀県の発展の為にとか、佐賀県民の利便性の為にこういう事業をやっている。インフラ整備は大事なんだという事を、私は10年間の委員を通してようやく理解しましたので、やっぱりもっと透明性というか道路の価格帯が分かりやすく説明されているともっと県民の道路に対する意識が変わっていくのでは無いかと考えます。道路整備はまだまだ違う捉え方をされている方が多いように感じます。私がそう感じているだけかも知れませんが？。

(平尾道路課長)

一応、様式の、今回も挙げさせていただいている資料の3-4のいくつかの路線の評価書を挙げてますけど、右上の方にそれぞれの事業費。路線ごとの、今の予定で行くと総事業費これ位掛かりますというのは全部出させていただいているんですよ。今、説明した以外の部分も見ていただければ、一番始め様式3ですけど、総事業費が佐賀川久保鳥栖線でいくと約10億で、これが2,600メートルで。

(山本委員)

例えば、ご説明は資料の3-4だと25ページ辺りからの説明で、今、言われた北茂安小学校の側の東尾工区というのは28ページまでとなりますが。

(平尾道路課長)

1ページ目。資料の3-4めくっていただいて1ページ目のところに横表にですね。今回8つ新規事業の箇所を挙げさせていただいていますけれども距離が全部それぞれ事業概要のところからというのが書かれててそれで、それから右の方に4つ程行ったところに総事業費っていうのをお示ししていますので。

(山本委員)

私なりに整理してみますと、比較もしてみると、いろいろな事例があると思います。例えば、土地の買収にいくら位掛かっているかとか、舗装するのに大体いくら位掛かるとかです。一概に比較は出来ないかもしれませんが、一番知りたいのは、例えばこの道路を造る時に、何故、このような金額になって、主だったところの内訳は大体どのようなになっているかです。そのような事例の積み上げをしながら、例えば、この事業について、関心のある方がおりましたら「内訳はこうです。」という様な事を説明していただくということではないかと思います。

(鳥井委員)

そうなんです。私なんか本当に素人なので、そんな大きな額、なんでそんなに掛かっちゃうのかな？と。コストが掛かるのは仕方ないのかなと思いつつも、何かやっぱり何にどの位掛かっていると見た方が納得が出来ると思うんですけど。非常に難しい。ケースバイケースで、何にどの位掛かるというのを出すのは難しいという事だったので仕方ないですかね。

(山本委員)

ですが、積み上げて1億3,500万円になるという話ですから、当然、主だった内訳というものはあると思います。

(平尾道路課長)

用地補償でこれ位見てるとか、改築でこれ位見てるとか。補償等用地買収でこれ位見ているというのを積み上げたのが、ここにお示ししている総事業費なので、そこは聞かれれば、我々としてもお答えしなきゃいけない立場ではあるかなと思うんですけど。ちょっと表の中にそれを書き込むっていわれるとですね。

(鳥井委員)

聞くと分かるという事ですね。お聞きすると。「これは大体、総事業費いくらなんですけど、これにはどの位掛かっているんですか？」っていう事をお伝えする。聞かれた場合は、お答えできる。

(平尾道路課長)

答えることは可能。

(鳥井委員)

私も現地調査行ってそのおっしゃることは非常に納得していて、ただ本当に皆さんかなりお困りになられている、何とか整備したいという思いだけでされているのは十分分かっているんですね。ただ、色んなご意見があるし資料として載せるというのは非常に難しいのかな、道路についての事だけでは無くて色んな問題が絡んでいるから載せるのは難しいのかと思いつつも。総じて皆さんに理解していただくのは難しいという事ですかね。

(山崎県土整備部長)

さっきも話がありました様に道路の大きさだったり、例えば、4車線を作る場合と2車線を作る場合、歩道だけを造る場合と、自ずと工事の単価も違ったりしますし。例えば、舗装はどこでも同じ金額。1平米当たり変わらない部分あるんですけど、ただ交通量によって今度三層の舗装をやったりとか一層で良かったりとかですね。それとか、有明海沿岸道路みたいに下の地盤の状況でまた色々変わってというのと用地にしても佐賀市の中心部と郊外部では土地の値段みたいなものとか違うし建物の状況もですね。いわゆる、大きな建物があるのか、全然無いか、普通の家屋なのかということで全然、変わってくるので、ケースケースでメートル当たりのお金っていうのが変わってくるので一概にこれぐらいですよといってもなかなか全然ばらばらということがあるのでそこは、非常にこういうものなんですよといってもなかなか厳しいところがありますね。街中ですと、家屋か街路なんかですと当然、その用地というのはずっと家がありますから考えますと数百万単位ぐらいで掛かる訳ですね。現実。それと築造費があつて、割合からいくとほとんど用地の方がずっと高く。でも、郊外部に行くと用地費は家屋とか無くて安いんで今度、築造費のウェイトが高くなるようなですね。色々ケースごとにあるのでなかなか一律には……。例えば首都高。あんな大きな橋で造った場合には1,000万円単位でかかるというそういうケースもあるわけですね。なかなか、そこで条件とかにあわせた形で計画が必要になる。それを出してこれが高いですね、安いですねという話ではなかなか。難しいところで。

(鳥井委員)

高い安いと考えているわけじゃなくて、透明性というところで。こちら側の委員の立場でみると、透明性というところで考えていて。でも、必要だから造っているのだなということも理解しています。数字で出せないという事はわかる。非常にそこが自分の中でアンバランスなんです。

(山本委員)

私はいくらかかったかを、言った方がいいと思っていますが。

(山崎県土整備部長)

全体の総額と延長というのは出せる。どういう評価がされるのかというのがわからないという部分はある。

(佐藤委員)

パーセンテージの表示とかってことも難しいということですか。例えば全体で100万円の中の何パーセントがこういう比率ですよ、というパーセンテージっていう表示というのでも難しいんですか。

(永石県土整備部副部長)

それはできると思いますよ。一般的にその事業ごとに何パーセント程度が、工事費で。何パーセント程度は用地補償費で。

(平尾道路課長)

それを今いわれているのは、その様式3とかの資料の中に書き込んでくださいというお願いということですか。

(佐藤委員)

お願いとかではなくて、

(山本委員)

お願いした方がいいと思います。

(平尾道路課長)

積み上げてこの金額出していますんで、そこ聞かれればお答えできる資料はちゃんとバックデータとしてあるんで。それは全然お話しできるんですよ。

(佐藤委員)

鳥井さんみたいに、私もそうですけど、一般市民というか県民の公共工事に対する感情として、例えば、年度末に道路工事とか公共工事が増えるじゃないですか。また、無駄使いしているんじゃないか、って県民の感覚からすると思うところが、実はこうこうこういう理由で、公共事業ってすごく大事で、ここは優先的に予算が配分されなければならないんだ、という事が県民にわからなきゃいけない、理解してもらわなければならないという前提のもとでいけば、個人の所有、収入だとか、そういうものが特定されるというようなことは行政として避けるべきなのかもしれない、ただ、一方で、県民には知る権利というものがあるというところで考えると、じゃあ、そのせめぎあいの中で、総額でパーセンテージで全体の何パーセントが工事費で、何パーセントが用地買収で、何パーセントがこうゆう事業費にかかりました、というようなことがある程度透明性が確保された状況で情報が公開されれば、そういうふうに事業費がかかっている、総事業費だけじゃなくてこういう風にパーセンテージで事業費がかかっていることに勘案してプラスアルファで特別な事情があるからこれだけお金がかかってもこの工事をやらなきゃいけないです、というような説得力がもうちょっと資料にあると、公共事業を私たちも評価してよかったなというか、しかるべき対処が出来たんだなというような、委員としてのここに座っている納得感というのですかね。

(平尾道路課長)

個別個別のような路線ではなくって、年間予算の内とかの、今だしているこういう新規事業の箇所箇所ではなく、全体での話を言われている、イメージを持たれているということですよ。

(佐藤委員)

どちらとも、それは解釈として、色んなやり方があると思うんですけど。

(平尾道路課長)

そこは事務局はどうか。

(事務局)

事務局のほうで一旦引き取らせていただいて。佐藤委員のおっしゃること非常によく分かる、確かにあの、透明度を高めるためには必要な情報じゃないかなと私も思いますので。

(鳥井委員)

そうなんです。結局、自分が評価する時に B/C でしか最終的にできないんだよなという考え方があったなかで、B/C がないんですね。こんだけお金がかかって、たった何メートルで何億もかかってっていうとなんでそれがっていう風になっちゃうので。何か自分が OK しましたっていう自分自身にもモヤモヤ感が残っていて。すみません。

(事務局)

どういう形でできるか、預らせてもらって、検討させてください。ありがとうございます。

(山本委員)

交通安全が第一の目的ですが、やるから以上は効率よく、かつ、いいものを作っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。会議の方は、11時半を少し回るかもしれませんが、引き続き、よろしく願います。次ですが、河川砂防課の中西技術監にご説明いただきます。金立川の工区のご説明になります。

・広域河川改修事業 一級河川佐賀江川(金立川工区) 【河川砂防課】

(中西河川砂防課技術監)

河川砂防課技術監中西と申します。宜しく願い致します。今回、河川砂防課からは河川整備交付金事業の中の広域河川改修事業の金立川の工区をお願いしております。事業地区は一級河川、

佐賀江川の金立川工区になります。佐賀市の北の方になりますけど金立町千布、金立の地区で行う事業になります。事業期間が平成 30 年度から平成 35 年度、総事業費が 12 億 3,000 万円です。佐賀江川の支流であります金立川ですけど、その間に一次支川になります巨勢川を挟んで二次支川の金立川になります。平成 21 年の大雨により破堤しまして、災害が発生しており早急な整備が望まれているところです。これまで合流先であります巨勢川の整備をずっとやっておりまして、ようやく合流地点まで整備がとどいたということで平成 30 年度に金立川の整備を行うという事で今回、治水安全度の向上を図って事業に着手をしたいと考えております。次ですけども、場所が巨勢川が流れている所に金立川が流れ込むというところですけど、ここが金泉中学校、こちらに金立小学校があります。そして、金立養護学校の入り口の交差点がありまして、それからずっと下って、巨勢川に流れ込むというところになりますけれど、この黒い部分付近で平成 21 年度に堤防が破れてここから水がこぼれだしまして、周辺に被害を及ぼしております。これはその時の写真ですけども、現況の堤防が破れまして、ここが田んぼとかになっておりますけれど、水が一面に広がっていったという様な状況になりました。今回の事業におきましては、金立川の流れる、現況この部分ですね、それがだいたい川幅が今 5 メートル程度あります。それを、10 メートル位、堤防の肩から肩まで 10.5 メートル位という形で川幅を倍に広げるといような事業になっております。こちらが背後地、そしてこの堤防の高さがだいたい高いところで 2 メートル程の堤防を両側に築きまして、中を掘削して河道を確保していくということで、これを合流地点から上流に向かって、県道の佐賀川久保鳥栖線の地点まで 1,500 メートルを河川改修していくという計画になっております。評価の方ですけども、河川事業は生活関連の防災の分野のマニュアルで評価することにしております。まず、位置づけですが、県土整備部の施策に関する方針ということで、基本方針の治水土砂災害防止の推進というところに位置づけられておりまして、10 点、それと法律で決められています河川整備計画に今年の 6 月に位置づけをしたところなんです。50 点満点中の 50 点です。浸水被害ですけども、平成 22 年、平成 21 年、平成 13 年、それ以前にも浸水回数が 2 回以上という事で 20 点です。浸水規模が平成 21 年の時には 54 ヘクタールの浸水が発生しておりまして、25 戸または面積が 30 ヘクタール以上である、というところに該当しまして、20 点満点の 20 点で位置づけはすべて満点になりまして、100 点満点中の 100 点でこの評価は A になります。次に必要性和効果ですけども、費用対効果 B/C が 2.0 以上であるということで 60 点満点中 60 点です。河川事業の便益といたしましては、一般の家屋とか家屋の中にあります動産とか農作物の被害、それと公共土木施設の道路とか橋梁とかの

被害額、これらの浸水による被害軽減額を施設完了から 50 年分を便益としてみています。費用の方ですけれども、事業費と 50 年間の維持管理費をみます。合計した金額が費用といたしまして 1,688 億円、便益が 9,653 億円で B/C が 5.7 になります。この B/C は浸水エリアが重なって金立川だけの評価が難しいということで、佐賀江川全体で評価しております。そのため、費用は先ほど申しました 1,688 億円という数字になっております。次に 2 番目ですけれども、堤防天端高と背後地地盤高さが 1.0 メートル以上であるということで、堤防が高い程堤防の重要性が高いということで評価をしておりまして、ここでは、堤防高さが 1 メートル以上という事で 20 点満点中の 20 点になります。被害想定区域内に公共施設、または福祉施設がここにおいてはありませんので 0 点という評価としております。それでは 1 ページに戻ってもらいまして合計しますと、100 点満点中 80 点になりまして必要性・効果のところは A 評価になります。実施環境でありますけれども、事業に対して協力的で用地買収などの調整が図られているという事で 60 点中の 60 点になります。市町村の計画、愛護団体の取組みという事ですけど、市町村計画にはうたわれておりません。愛護団体の活動も目立った活動はなされていないということで、2 番目の整備について熱心に要望活動を行っているという評価をしておりまして 40 点満点中 30 点と、合計しますと 100 点満点中 90 点になりまして、ここの評価も A になります。まとめますと位置づけ、必要性・効果、実施環境ともに A になりまして、総合評価が で優先的に事業を実施という判断になります。あと、定性的評価ですけれども、自然環境保全につきましては、河道内に瀬や淵が形成されておりまして、オイカワやカワムツ等の魚類が観測確認されておりまして、河道の特性を大きく変化させないように努めて工事を進めていくことにしております。生活環境対策ですけど、排ガス対策機械の使用や建設副産物の適正処理、再生材の使用に努めていきます。コストの縮減につきましては、再生資材の使用や他工事への発生土を流用する等コスト縮減を目指していきます。以上で説明を終わります。

(山本委員)

どうもありがとうございました。念のためですが、31 ページの上の方で、9,653 億円 / 1,688 億円で 5.7 という計算が出てきますが、これについて、一応、念のため・・・。

(中西河川砂防課技術監)

佐賀江全体、佐賀江川というのがですね、

(山本委員)

筑後川に合流しますが、全部含めてという計算ですか。

(中西河川砂防課技術監)

そうです。それから佐賀江川、その支川がまた巨勢川とか中池江川とかありまして、その流域での浸水区域で先ほど言った浸水被害が軽減できる額と河川改修のコストを割り返して。低平地でして1つの河川の効果がそこだけにとどまらないといえますか、破堤したのが、ずーっと広がる。そしてその同じ場所に、例えば金立川が破堤しても水をかぶるし、巨勢川が破堤しても水をかぶる、というように重複していくのでなかなかその川だけの効果というのは計りにくいということで、佐賀江川全体の流域で計算をしております。

(山本委員)

ちなみに、1,688億円についての確認ですが、これはどのような数字になりますか。

(中西河川砂防課技術監)

佐賀江川流域全体での改修費。

(山本委員)

佐賀江川流域、蓮池あたりとかも。

(中西河川砂防課技術監)

はい。そこを含めた。

(山本委員)

もう一度すみません。9,653億円、これの内訳は。

(中西河川砂防課技術監)

この9,653億円というのが効果の方ですね。

(山本委員)

効果は、1兆円くらいの財産規模という事ですね。おそらく、それくらいあるとは思いますが。

(中西河川砂防課技術監)

佐賀市街地のほとんどが、

(山本委員)

筑後川に合流するところまでですから。1,688億円については・・・。

(中西河川砂防課技術監)

必要な佐賀江川を含めた広域河川の改修事業として、全地区でやっている事業費ですね。

(山本委員)

そんなにかかるのですね。

(山崎県土整備部長)

すでに整備を行ってますけど、佐賀江川は、蓮池から佐賀市まで流れています。佐賀市街地の全部が影響を受けている。その支川に巨勢川だけではなく中池江川がありますよね。それから新川とかポンプ場とか。

(山本委員)

その辺りも入れるのですか。

(山崎県土整備部長)

激特事業でやってる部分もありますけど河川の場合は特殊性で下流から整備をしないといけない。今、一番上の巨勢川がある程度終わって、その支川の金立川の方に移っているということで、流域全体としては、佐賀市街地、全部含んだ形で全体を今比較しているということで。

(山本委員)

今日ですから、ポンプ場などの話もありましたが。積み重ねますと。

(山崎県土整備部長)

それと50年分の維持管理費も、ここに入っているので今までの投資も含めて。古いのは現在価値価格に置き換えて・・・。

(山本委員)

そうなんですね。

(山崎県土整備部長)

古いのはそう、100億とかでも今だったら10倍くらいしますから。そういうのも含めて現在価値価格に計算しなおしているのです。

(山本委員)

いかがですか。もちろん低平地ですから、金立川の話も、水が溢れると色々な被害があることは、わからなくはないですが.....。

(山崎県土整備部長)

だから一定の規模でずっと上まで整備をして初めて全体の安全が図られるということですね。

(山本委員)

はい。少々、飛躍しているようにも思えますが.....。

(山崎県土整備部長)

まあ、確かに。そのわかりにくいところはですね、たぶん説明の中であると思うのでそこは・・

(山本委員)

また、同じような話が出てきましたら、ご説明の方、お願いします。

(山崎県土整備部長)

説明すると、ちょっと大変なので・・・。今後少し工夫をしよう。

(山本委員)

佐賀江川全体としてこの整備が必要ということについて、よくわからないところもありますが、司会がでしゃばりまして、すいませんでした。いかがでしょうか。

(牟田委員)

さっきのため池の話と一緒に、ここは護岸はコンクリで固めるのか石垣みたいにするのか。

(中西河川砂防課技術監)

すべてコンクリートで固める護岸は今河川整備の中でやっておりません。ちゃんと草が生えるとか、小さい生物のすみかになるような空間をもった、コンクリート製品であっても空間をもってそういった生物の巣となる、生活できる様な環境を作っていくということで進めております。

(牟田委員)

わかりました。

(山本委員)

中村委員、その辺りいかがでしょうか。

(中村委員)

はい。自然環境保全のところで、現況河道の特性を大きく変化させないように努めるというのが書かれてあるんですけど、これは具体的にはどの様なことでしょうか。

(中西河川砂防課技術監)

例えば資料 3-6 の 3 ページの右側が整備後ですけど、直線的な流れではなくて、深みがあったり、曲がっていったり、浅瀬があったり、そういった形で本来の流れのまま生物がすみやすいよ

うな環境を出来るだけ大事にしていくということです。

(中村委員)

写真だと整備前より整備後の方がよくなっているという感じ。

(中西河川砂防課技術監)

若干ここにも護岸が入ってるみたいですので、改良前といいながらも人間の手で加えてこういった状況になってるでしょうから、それよりももっと前に戻ったような形に出来るだけやっていくということですね。この写真の対比は。

(中村委員)

瀬とか淵とかが自然に形成されているようなつくり、そういうふうにならめていくということですね。

(山本委員)

どうもありがとうございました。他は、いかがでしょうか。では、河川砂防課中西さんからのご説明、ありがとうございました。議題の方は、5つの事例のご説明が、本題の報告事項となっておりますが、他に何か皆様からお気づきの点やご意見等がありますでしょうか。はい、ではなければ、事務局の方にお返ししたいと思いますので、片淵さんから、今後の予定等のご説明をお願いします。

4 閉会

(事務局)

山本委員におかれましては、議事の進行と委員の皆様には活発なご意見を頂きましてありがとうございました。事務局から今後の予定について御連絡させていただきます。次回の委員会につきましては、本年度の再評価の対象地区について諮問を予定しております。日程については改めて調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。それではこれもちまして平成29年度第2回佐賀県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。皆様どうも長時間ありがとうございました。